

**刑事訴訟法** (配点 40 点)

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

**【事例】**

警視庁警察官 K らは、都内の T 社（代表者甲）が博多市の暴力団関係者から宅配便により覚醒剤を仕入れている旨の信憑性の高い情報を得たため、宅配便業者の営業所に対して、T 社に関する宅配便の配達状況について照会をした。その結果、同社に対し、短期間のうちに、同宅配便業者の博多営業所から多数の荷物が送られており、その一部の伝票には、架空の会社が差出人となっている不審な記載があった。そこで、K らは、令和 4 年 8 月 23 日、同宅配便業者の営業所長の許可を得て、同日 T 社に配送される予定の荷物で、博多営業所から配送された荷物 1 個を持ち出し、成田空港内東京税関においてエックス線検査を行った。なお、当該エックス線検査について、荷送人や荷受人の承諾は得ていなかった。

エックス線検査の結果、細かい固形物が均等に詰められている長方形の袋で経験上覚醒剤とおぼしき形状の物体の射影が観察されたため、K らは、当該エックス線の射影の写真等を疎明資料として、T 社に対する捜索差押許可状の発付を受けた。本件エックス線検査を経た荷物は、検査後、通常の運送過程下に戻り、T 社に配達された。そこで、同日、K らは、上記捜索差押許可状に基づき、T 社に配達済みの上記荷物を捜索し、その中から覚醒剤を発見したことから、これらを差し押さえた。

T 社の代表者甲は、覚醒剤取締法違反の罪で起訴され、証拠として上記覚醒剤が提出された。

**【設問】**

下線部の覚醒剤について、事例中のエックス線検査の適法性を論じつつ、証拠能力が認められるか検討しなさい。

以上